

マイナンバー制度の概要

弁護士 水町 雅子

講師略歴

◆ 水町 雅子（みずまちなまさこ）

弁護士（五番町法律事務所）・アプリケーションエンジニア
<http://www.miyauchi-law.com>

- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ 富士総合研究所(現、みずほ情報総研)入社
 - システム設計・開発・運用、事業企画、リサーチ等業務に従事
- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻(法科大学院)修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐
 - 社会保障・税番号制度立案(特に番号法・マイナンバー法立法作業、特定個人情報保護評価(PIA)立案)に従事
- ◆ 特定個人情報保護委員会上席政策調査員
 - 社会保障・税番号制度における個人情報保護業務に従事
- ◆ 五番町法律事務所設立、現在に至る

1. 番号制度とは

番号制度導入の趣旨

◆ 番号制度とは

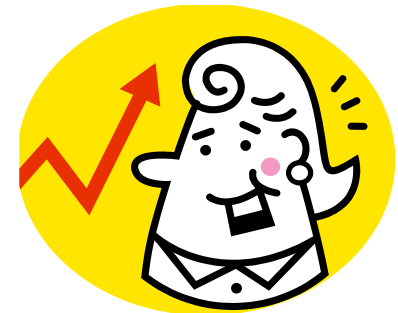
- ◆ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる番号法、マイナンバー法）に基づく制度
- ◆ 個人番号&法人番号

◆ 一人一人に個人番号(マイナンバー)を

- ◆ ある人を特定するためには、氏名・住所・性別・生年月日が利用される場合が多い
- ◆ × 情報の変更・外字・表記ゆれ等の問題
- ◆ ○ 個人番号で効率的な情報管理・検索・連携

◆ 番号制度によって見込まれる効果

- ◆ 迅速な被災者支援
- ◆ より正確な所得把握
- ◆ きめ細やかな社会保障政策
- ◆ 行政の効率化
- ◆ プッシュ型行政の実現



番号制度がないと・・・

- ◆ 転居、改姓、表記ゆれなどがあると、同一人物かどうかの確認に時間を要することも

氏名：番号花子
住所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
性別：女性
生年月日：平成元年1月22日

氏名：渡辺花子
住所：東京都千代田区五番町3
性別：女性
生年月日：平成元年1月22日



氏名：渡邊花子
住所：東京都千代田区五番町3
性別：女性
生年月日：平成元年1月22日

氏名：渡邊花子
住所：東京都千代田区霞が関3-1-1
性別：女性
生年月日：平成1年1月22日

番号制度導入後は・・・

- ◆ 番号が入ることによって、同一人物かどうかの確認が迅速・正確に
→ 情報の検索・管理・連携に効果的

番号: 123456789012

氏名: 番号花子

住所: 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

性別: 女性

生年月日: 平成元年1月22日

番号: 123456789012

氏名: 渡辺花子

住所: 東京都千代田区五番町3

性別: 女性

生年月日: 平成元年1月22日



番号: 123456789012

氏名: 渡邊花子

住所: 東京都千代田区五番町3

性別: 女性

生年月日: 平成元年1月22日

番号: 123456789012

氏名: 渡邊花子

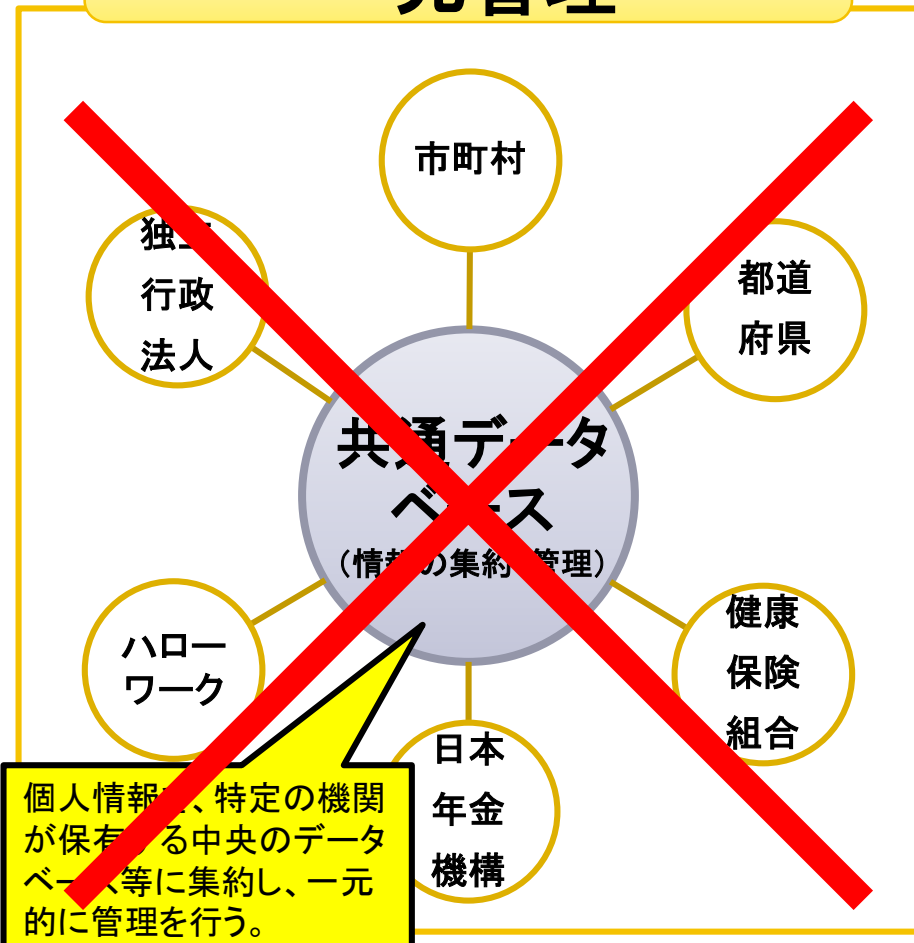
住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1

性別: 女性

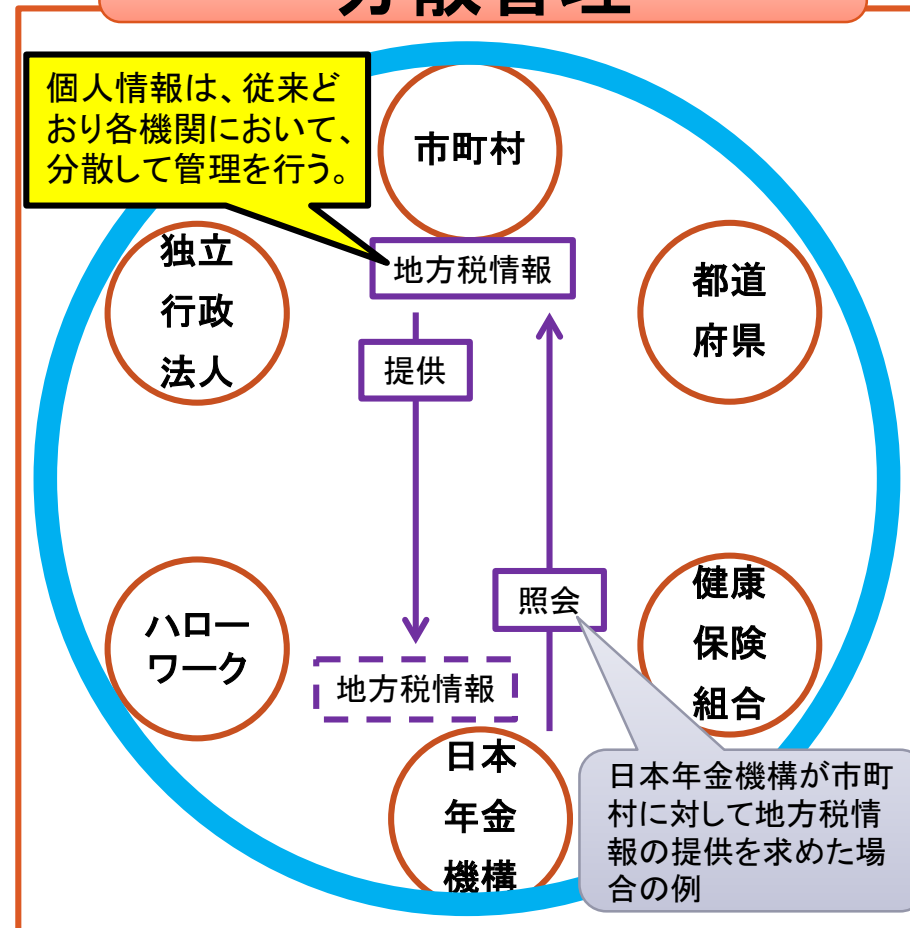
生年月日: 平成1年1月22日

個人情報を一元管理するものではない

一元管理



分散管理



マイナンバーで何もかもがわかるわけではない



マイナンバー
012345678912
で検索！

ひと	わかること
公務員	<p>これまで通りの個人情報しかわからない 税務署なら所得・経費情報など、自治体福祉課なら福祉情報など 公務員は自分の業務に必要な個人情報しか検索できない 業務外検索・のぞき見・漏えいは違法行為。懲戒対象行為。 マイナンバーのメリットは、氏名・住所等に異動があっても同一人物だとわかること</p>
民間企業 担当者	<p>これまで通りの個人情報しかわからない 給与担当者なら給与・扶養家族の状況など</p>
一般人	<p>マイナンバーでネット検索して、相手の個人情報を入手することはできない 違法。第三者機関(個人情報保護委員会)が動く。</p>

マイナンバーでやることを具体的に・・・

公営住宅業務でのマイナンバーの使い方

1. 入居の申込み

2. 収入把握

3. 家賃の減額免除

4. 家賃の徴収猶予

5. 敷金の管理

6. 敷金の減額免除

7. 敷金の徴収猶予

8. 同居者の追加等

9. 明渡請求

10. 明渡期限
の延長

11. 他の住宅
へのあっせん

12. 条例事項

- ・例えば、マイナンバー1番さんがA住宅に、マイナンバー5番さんがB住宅に、マイナンバー10番さんがA住宅に申し込みをしているなどの管理をします。
- ・今でも入居申し込み・選考が行われていますが、その際、氏名などが用いられています。
- ・氏名だと同姓同名者などもある可能性があるため、マイナンバーで同姓同名者の混同などをせずに、正確な管理を行います。

入手する情報を具体的に・・・

入居者が提出しなければならない添付書類(例)

所得の分かる書類
(源泉徴収票など)

納税証明書または
非課税証明書

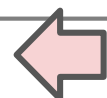
戸籍謄本・住民票

婚姻予定で入居の
申込をする方は、
婚約証明書

生活保護受給
証明

障害者手帳の写し

在留カード、
パスポート、住民票
(外国籍の方のみ)



※ ピンクの添付書類は不要となる可能性

公営住宅業務で外部から入手する情報

道府県民税・市町村民
税に関する情報

住民票関係情報

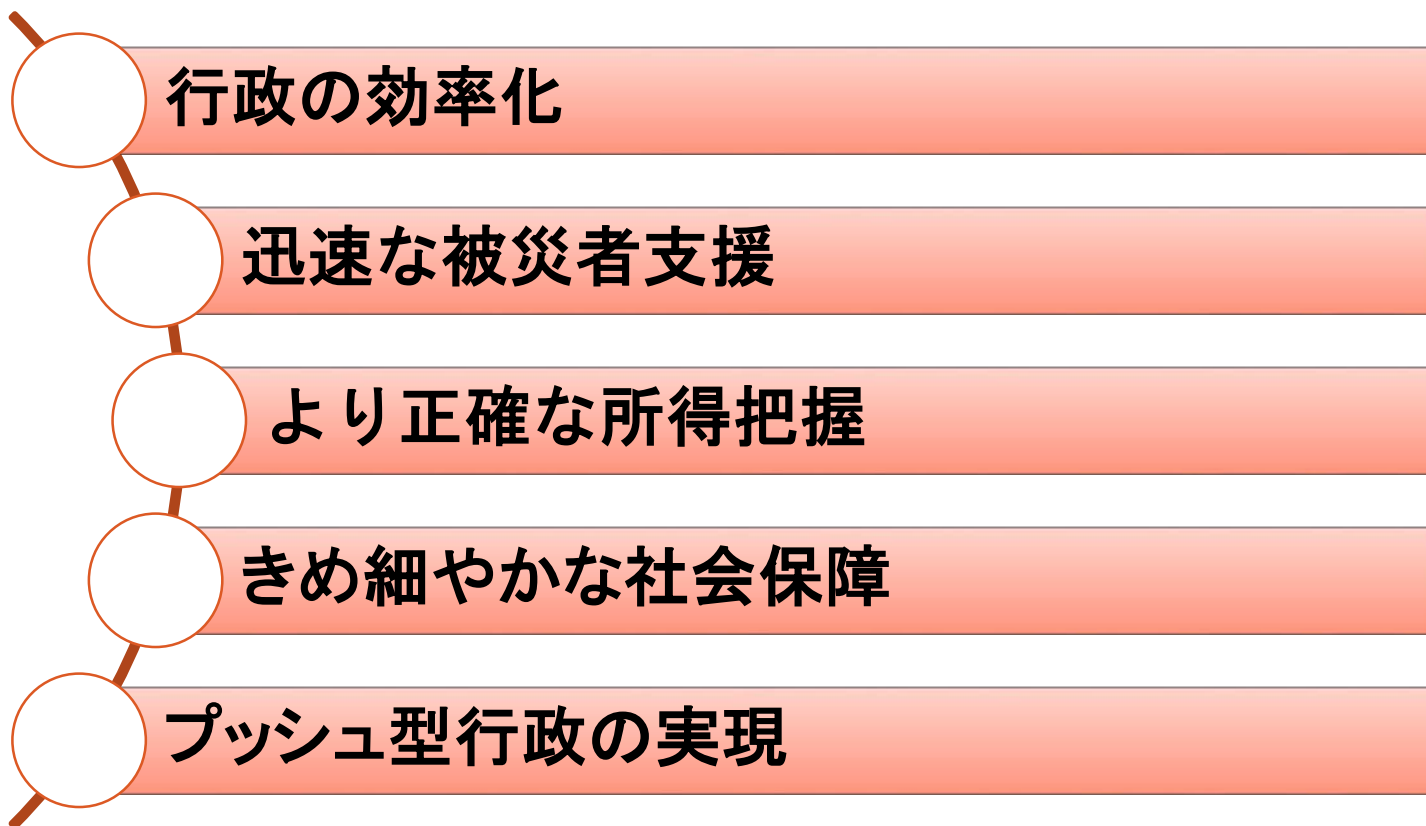
収入状況情報

身体障害者手帳の交付
及びその障害の程度に
関する情報

精神障害者保健福祉手
帳の交付及びその障害
の程度に関する情報

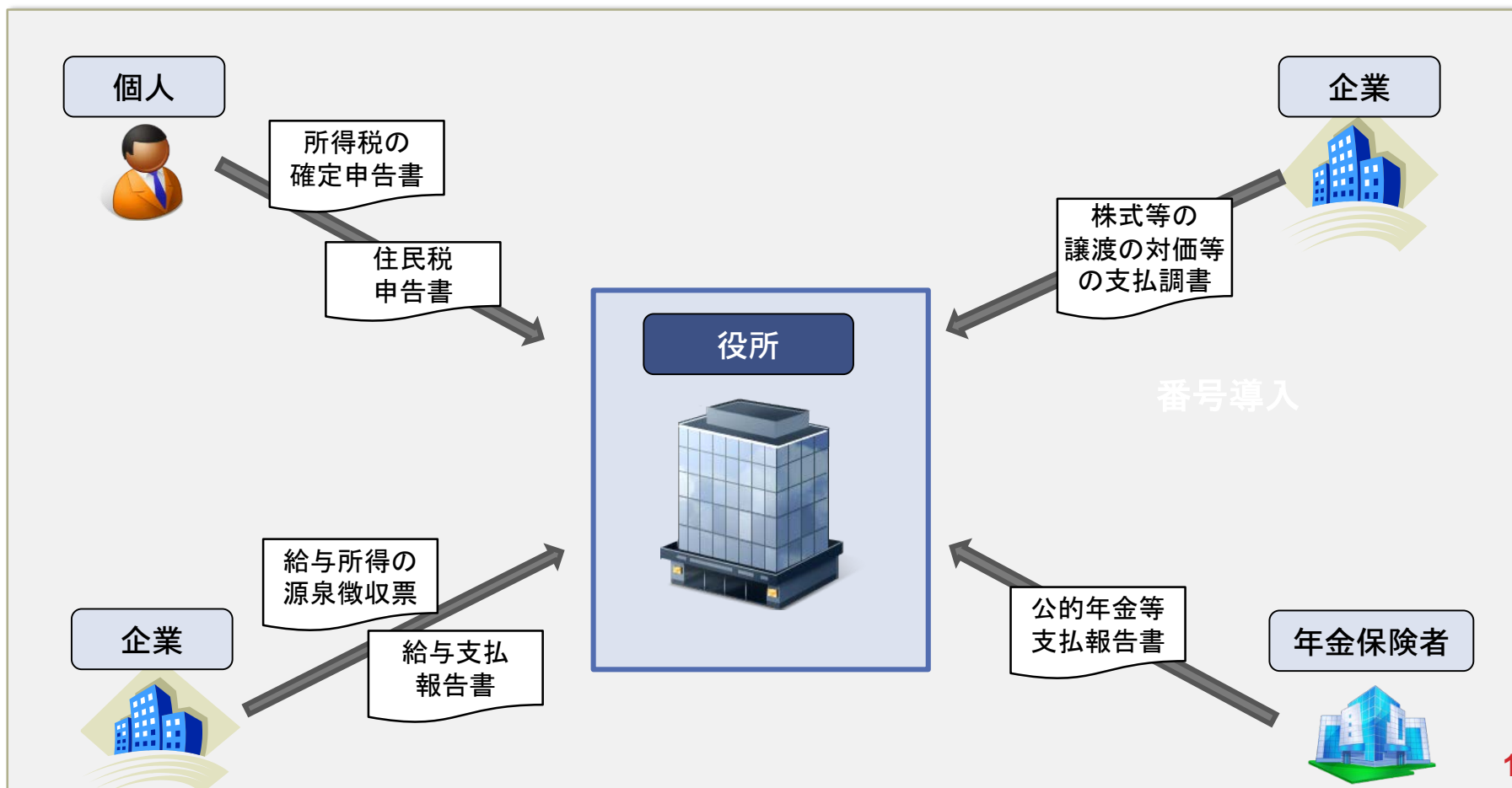
生活保護実施関係情報

番号制度によって見込まれる効果



番号制度によって見込まれる効果 (1)

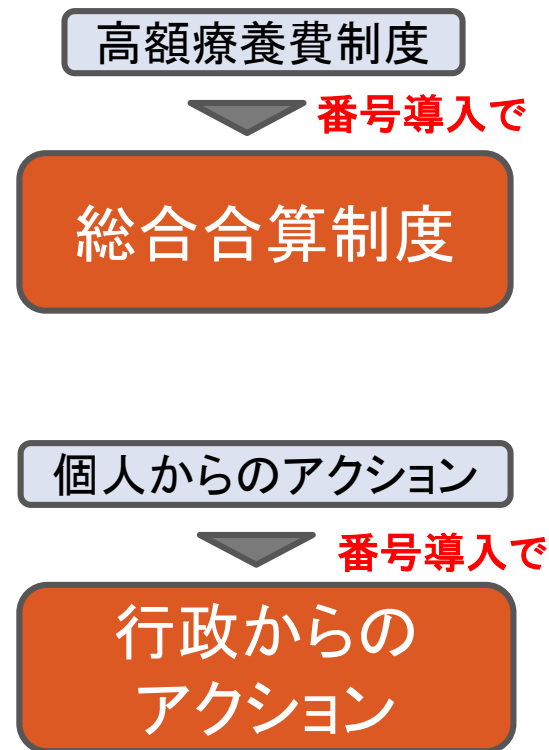
- ◆ 支払を受けた本人から提出される書類と、支払側から提出される書類に番号
→ 所得額の把握が迅速・正確に



番号制度によって見込まれる効果 (2)

◆ 番号で情報連携

→ 機関・制度をまたいできめ細かい社会保障政策の実現



マイナポータル



マイナポータル
(イメージ)

情報提供記録表示

自己情報表示

プッシュ型サービス

ワンストップサービス

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能

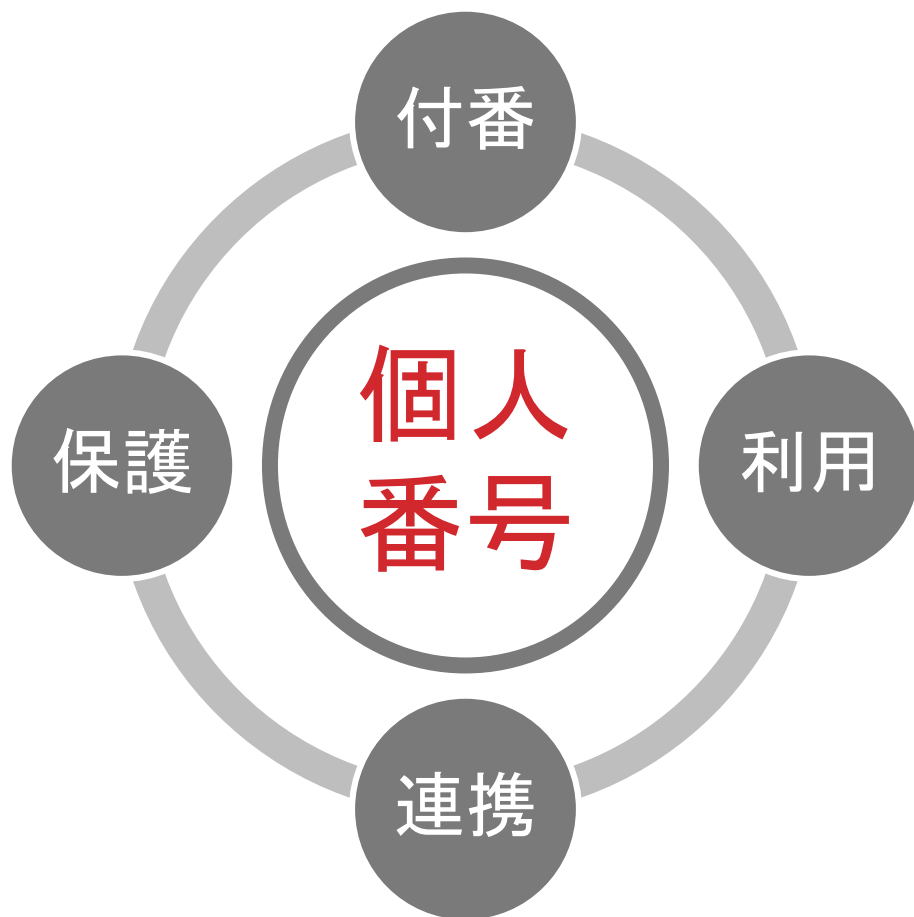
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

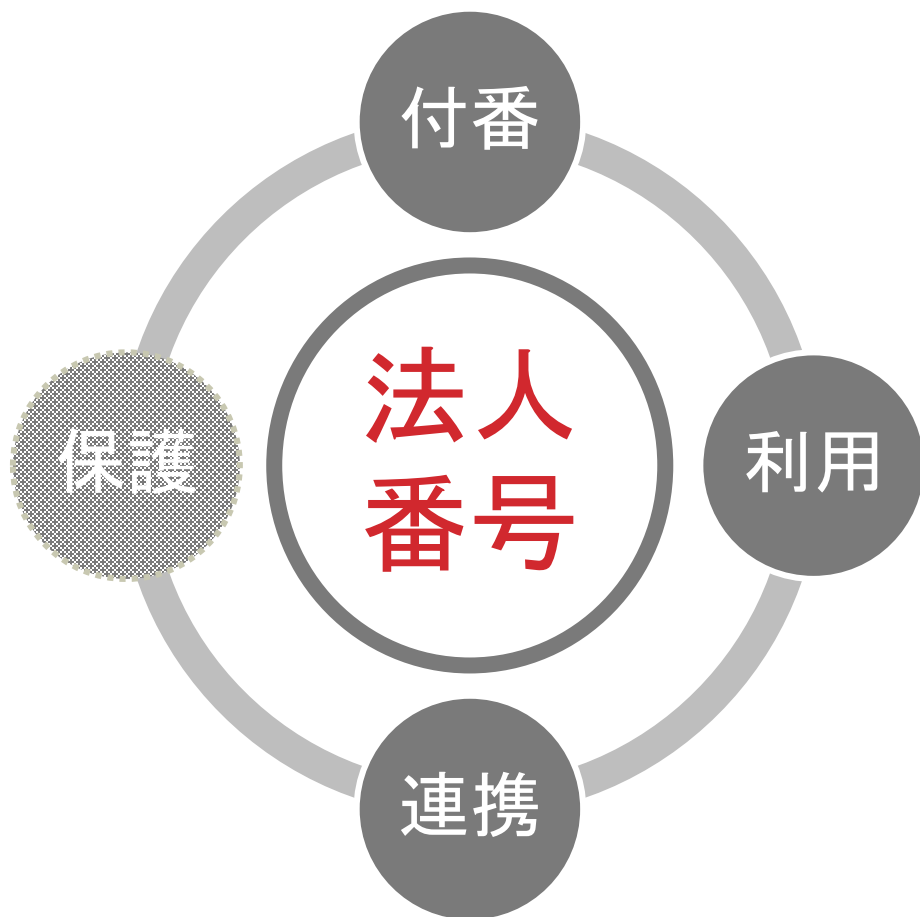
行政機関などへの手続を一度で済ませる機能

2. 番号制度の概要

番号制度とは



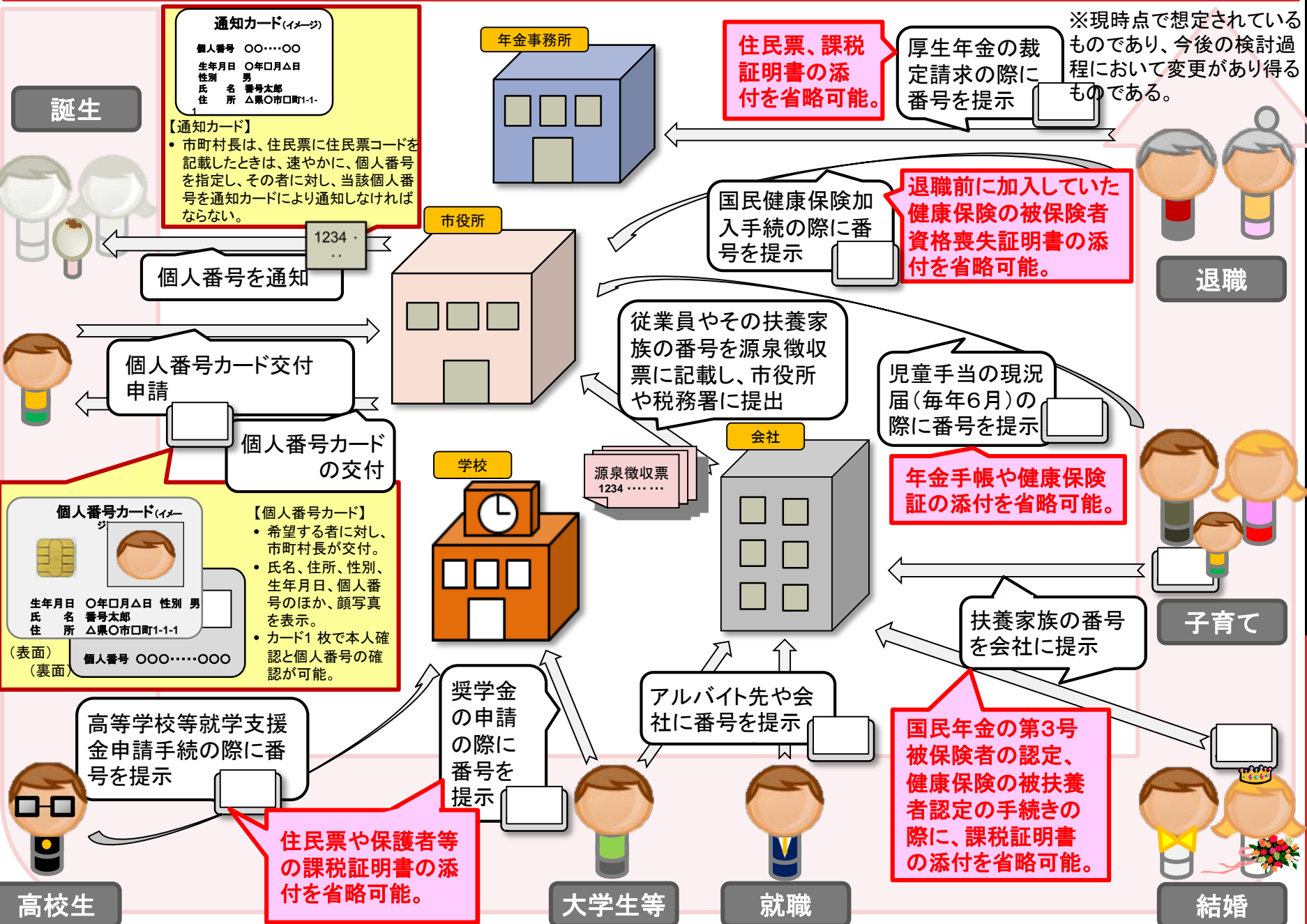
個人を特定する個人番号



法人を特定する法人番号

個人から見た番号制度のイメージ

※内閣官房作成資料



通知カード(イメージ)

個人番号 〇〇……〇〇
 生年月日 〇年〇月△日
 性別 男
 氏名 番号太郎
 住所 △県〇市〇町1-1-1

【通知カード】
 ・市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

個人番号カード(イメージ)

生年月日 〇年〇月△日 性別 男
 氏名 番号太郎
 住所 △県〇市〇町1-1-1

(表面) 個人番号 〇〇〇……〇〇〇〇
 (裏面)

【個人番号カード】
 ・希望する者に対し、市町村長が交付。
 ・氏名、住所、性別、生年月日、個人番号のほか、顔写真を表示。
 ・カード1枚で本人確認と個人番号の確認が可能。

住民票、課税証明書の添付を省略可能。

厚生年金の裁定請求の際に番号を提示

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。

退職前に加入していた健康保険の被保険者資格喪失証明書の添付を省略可能。

国民健康保険加入手続きの際に番号を提示

児童手当の現況届(毎年6月)の際に番号を提示

年金手帳や健康保険証の添付を省略可能。

年金手帳や健康保険証の添付を省略可能。

扶養家族の番号を会社に提示

国民年金の第3号被保険者の認定、健康保険の被扶養者認定の手続きの際に、課税証明書の添付を省略可能。

住民票や保護者等の課税証明書の添付を省略可能。

奨学金の申請の際に番号を提示

アルバイト先や会社に番号を提示

誕生

退職

子育て

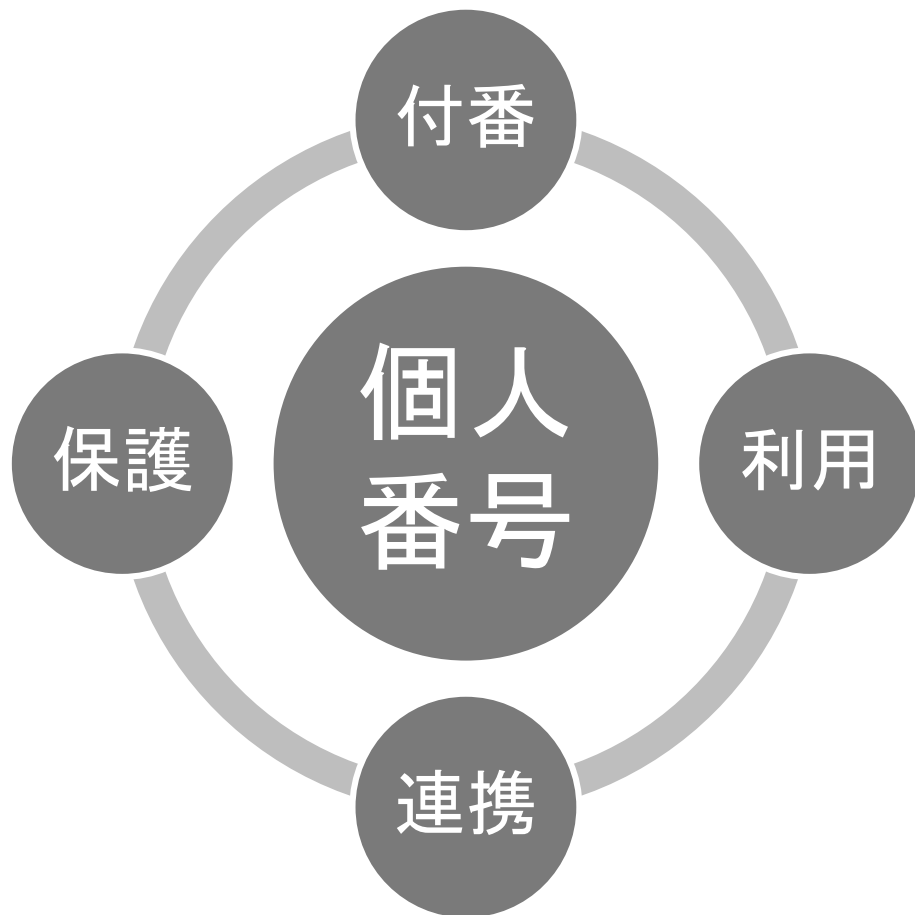
高校生

大学生等

就職

結婚

番号制度とは(個人番号)



◆ 付番

- ◆ 全国民・外国人住民が対象
- ◆ 平成27年10月に一斉付番
- ◆ その後は、出生等を契機に付番
- ◆ 本人確認／個人番号の真正性確認書類として、①個人番号カード、②通知カード＋身分証明書、③住民票の写し＋身分証明書

◆ 利用

- ◆ 社会保障・税・災害対策分野のうち法律又は条例で認められた事務でのみ可
- ◆ 平成28年1月より利用開始

◆ 連携

- ◆ 情報提供ネットワークシステムによる正確・迅速・安全な情報連携
- ◆ 不正な連携防止のため、番号法で認められた場合以外連携禁止
- ◆ 情報提供ネットワークシステムの使用開始は、平成29年7月予定

◆ 保護

- ◆ のちほど

カード

◆ 番号制度におけるカード

- ◆ 通知カード
- ◆ 個人番号カード
- ◆ Cf. 法人番号用のカードはない



◆ 通知カード(紙カード)

- ◆ あなたのマイナンバーが何番ですよというお知らせ
- ◆ マイナンバーの手続の際に、自分のマイナンバーの正しさを示すために使える
- ◆ 身分証明書にはならない
- ◆ マイナンバーの手続の際にも、勤務先以外には通知カードだけでは足りず、通知カードと運転免許証などの身分証明書が必要になる

◆ 個人番号カード(ICカード・マイナンバーカード)

- ◆ 顔写真付の公的身分証明書
- ◆ 裏面にマイナンバーが記載
- ◆ マイナンバーの手続の際に、これ1枚でよい
- ◆ マイナンバーと関係ない場面でも身分証明書として利用できる
- ◆ コンビニで住民票を取得できたりする(自治体による)
- ◆ マイナポータル、e-Taxへのログインなどにも利用できる独自利用

3. よくある質問

マイナンバーで借金などはできない

借金などはできない

- ◆ マイナンバーを他人に知られても、それだけで借金されたりすることはない
- ◆ マイナンバーを他人に知られても、それだけでクレジットカードも作れない

⇒ マイナンバーだけでは手続はできない。身分証明書が必ず必要になる

それだけで重要情報はわからない

- ◆ マイナンバーを他人に知られても、それだけで預金残高はわからない
- ◆ マイナンバーを他人に知られても、それだけで生活保護受給歴はわからない
- ◆ マイナンバーを他人に知られても、それだけで前科・破産歴はわからない

⇒ マイナンバーから重要情報を知るためには、マイナンバーを始めとする個人情報が入っている場所に見に行かないといけない

マイナンバーを知られたら？（その1）

プライバシー

- マイナンバー自体は単なる数字の羅列
- あらゆる個人情報どこかに一か所にまとまっているわけではない
- 一か所ではないけれども個人情報が固まっている場所は
役所（国、自治体）、勤務先、インターネットなど

サイバー攻撃のリスク

- いわゆるハッカーにマイナンバーを知られても、不正アクセスのリスクはさほど変わらない（特定の人の情報を狙い撃ちしたハッキングは一般に難しく、氏名からでもマイナンバーからでも、リスクはさほど変わらず）

公務員・勤務先の不正

- 公務員や勤務先が業務外にマイナンバー情報を見ることは、違法行為。またこれらの者は、マイナンバーがわからなくても、氏名、住所等から、その人の収入や家族の状況等を、既に検索できる。

マイナンバーを知られたら？(その2)

違法名簿等リスク

- マイナンバー法では、マイナンバーの悪用リスクを抑えるために、マイナンバーから検索できる情報の範囲が狭められている
- マイナンバーから検索できるのは、社会保障・税・災害対策分野のうち法令に明記された事務で取り扱う個人情報だけ。借金額、商品購入歴、詐欺被害歴等とマイナンバーを紐づけることは、法律上できない。
- しかし、マイナンバーをこれらの情報を違法に紐づけた、違法名簿が出てくる可能性も
- マイナンバーの効能は、氏名や住所が変わっても、同一人物であることがわかるということ。氏名や住所が変わっても、過去に借金をしたAさんと今回借金をするBさんが同じ人だということがわかる。
- 但し、マイナンバーから現住所、電話番号等を調べることは、公務員以外は基本的にはできない。違法名簿ができて、すぐに振り込め詐欺電話や違法勧誘電話がかかってくるわけではない。
- マイナンバーも借金額等も公表情報ではないので、違法名簿を作成するためには、情報をさまざまな場所から違法に収集しなければならない。

マイナンバーを知られたら？(その3)

マイナンバー法の対策

- 違法行為をしなければ、マイナンバーを元にその他の個人情報や業務外に調べることはできない。
- マイナンバー法では、違法行為がなされても被害を最小限に抑えられるよう、さまざまな対策を講じている。

●不正の明確化

- 公務員や違法名簿業者の言い訳を許さないよう、マイナンバー法では、マイナンバーを取り扱ってよい場面を逐一明示。マイナンバー法に規定された場面以外の利用は、違法であることが明確化。

●不正の取締り

- 違法行為を行う者が現れたら迅速な是正を図るため、マイナンバーに関する不正を取り締まる**第三者機関**(「**特定個人情報保護委員会**」)が設立
- 立入検査、求報告、助言・指導・勧告・命令、被害回復のあっせん

マイナンバーによる個人への変化

手続で記入する！

- ◆ 一定の手続で、氏名・住所とともにマイナンバーを記入する必要がある
 - 一定の手続とは？
 - 税、社会保障、災害対策の手続
 - 相手方は？
 - 勤務先、官公署（都道府県、市区町村、税務署、ハローワークなど）、健康保険組合、取引のある証券会社・保険会社、報酬の支払元
 - 誰のマイナンバー？
 - 自分、扶養家族など、税、社会保障の手続上必要となる人

基礎年金番号のようなイメージ

- ◆ これ以外は、基本的に変化はない。やらなければならない手続はない。
- ◆ 「手続をしないと違法」などという詐欺に注意！

マイナンバーがわからない場合はどうする？

通知カードを確認

- 10月中旬以降に簡易書留で郵送される通知カード(紙カード)に記入されているので、それを確認する

通知カードを受け取れなかったら

- 市区町村に相談 → 事後的に受け取れる可能性
- 市区町村でマイナンバー付の住民票の写しを取得
 - マイナンバーが記載されている
 - 「マイナンバー付」を特別請求しないと、ただの住民票の写しにはマイナンバーは記載されないので注意

マイナンバーがわからない場合はどうする？

カードは必ず必要か

- 通知カードをなくすと、マイナンバーを使う手続の際、毎回、住民票の写しが要求され、費用・手間がかかる。ただ、住民票の写しをとれば自分のマイナンバーもわかるし、手続でも使えるので、問題自体は基本的にはない。
 - DV被害者などで、居所登録していない場合は、通知カードを受け取らなくても大丈夫なので、無理に取りにいかない
 - 災害時に、通知カード・個人番号カードがなくても大丈夫なので、無理に家に取りに戻らない
- 個人番号カードを取得すると、マイナンバーを使う手続が楽になったり、その他利便性が向上する。取得しなくてもよい。
 - 個人番号カードを取得する際は、通知カードと引き換えなので、通知カードは保管しておく。もっとも、通知カードを紛失した場合でも、個人番号カードは取得できる。

マイナンバーが漏えいしたら？

状況をまず確認

- マイナンバーカード(個人番号カード、ICカード)を落としたのか
- 通知カード(紙カード)を落としたのか
- カード類は落としていないが、マイナンバーを他人に知られたのか
- カード類は落としていないが、マイナンバーの悪用が不安なのか

マイナンバーカードを落としたら？

やること

- コールセンターに電話して、カードを停止
- マイナンバーの変更を市区町村に申請

プライバシーは直ちに暴かれない

- ICチップの中にも、個人の収入や病歴、預金残高、生活保護受給歴、障害の有無、前科等の、センシティブな情報は保管されない
- 券面に、氏名・住所・性別・生年月日・顔写真が掲載されているので、それは知られてしまう

なりすまし

- 顔写真があるので、なりすましは困難
- マイナポータル等も、基本的には、パスワードがなければログインできない
- 顔写真を偽造されるリスクはある

通知カードを落としたら？

やること

- 紛失を市区町村に届出
- マイナンバーの変更を市区町村に申請？

なりすまし

- 顔写真はないが、通知カードのみでは手続きが原則できないので、なりすましは困難。運転免許証などの顔写真付身分証を偽造されるリスクはある。
- マイナポータル等のログインもこれではできない

マイナンバーを他人に知られたら？

やること

- 公務員、勤務先などに知られても、違法行為がなされる恐れがないのであれば、マイナンバーの変更は認められない
- 漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められると、マイナンバーの変更可
- 第三者機関に相談

マイナンバーがどう取り扱われているか不安

やること

- 情報保護評価書を読もう！
- マイナポータルを確認しよう

マイナポータル

- 自分の特定個人情報[※]が誰から誰にどのような目的でいつやりとりされたか、確認することができる
- 情報提供等記録・アクセスログ

マイナンバーがどう取り扱われているか不安

情報保護評価書

◆ 個人情報の見取り図

- 自分の個人情報が誰に具体的にどのような目的でどのように取り扱われているか、確認することができる資料

◆ 海外では、プライバシー影響評価(Privacy Impact Assessment, **PIA**)

◆ 消費者団体と特定個人情報保護評価書(プライバシー影響評価書)を用いて、リスクコミュニケーションを行うことも

- 「**全項目評価**」では、**国民の意見聴取**を義務付け
- 多くは、パブコメ

◆ 今公表されている評価書は、難解な行政文書風のものも多いが、本来は、個人情報を取り扱われる側と取り扱う側とで、どういう必要があって取り扱うのか、どういうリスクがあって、どういう対策がとられるのか等を、具体的に意見交換できるような資料

<http://www.ppc.go.jp/mynumber/>

<http://www.miyauchi-law.com/150124pia.pdf>

参考

書籍

◆ マイナンバー入門

簡単



「あなたのマイナンバーへの疑問に答えます」(中央経済社、2015年9月)

個人向けにマイナンバー制度の解説を1問1答形式で平易に解説。

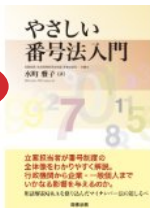
要点



「Q&A番号法」(有斐閣、2014年)

「マイナンバーから病歴・犯罪歴がわかってしまうの?」「国が情報を一元管理していいの?」という疑問から、番号法の解釈要点まで、番号制度のポイントを1問1答形式で解説。

詳しく目



「やさしい番号法入門」(商事法務、2014年)

2014年末~2015年1月にかけて、**改正番号法対応の改訂版**出版予定。

◆ 上級

「論点整理 マイナンバー法と企業実務」(日本法令、2015年9月)

マイナンバー法とマイナンバーガイドラインの解説

「特定個人情報保護評価のための番号法解説~プライバシー影響評価(PIA)の全て~」

(第一法規、2015年) プライバシー影響評価、PIA、特定個人情報保護評価の解説

「マイナンバー法逐条解説」(仮題、商事法務、2016年春)

ウェブサイト

- ◆ **マイナンバーSCOPE（日経BP社）** <http://itpro.nikkeibp.co.jp/ICT/mynumber/trend/>
 - ◆ 第1回 具体的に考えればマイナンバーの取り扱いは怖くない
 - ◆ 第2回 マイナンバー取得の注意点
 - ◆ 第3回 マイナンバー利用の注意点
 - ◆ 第4回 マイナンバー管理・廃棄の注意点
 - ◆ 第5回 マイナンバー提供・委託の注意点
- ◆ **WEB労政時報（会員向けサイト）**
- ◆ **ITpro（日経BP社）**
 - ◆ **作った人が明かすマイナンバー** <http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/column/15/052100128/?TOC=1>
 - 第1回 国家管理？マイナンバーの本当の目的とは？
 - 第2回 マイナンバー法・ガイドラインの読み解き方
 - 第3回 我が社もできる「安全管理措置」
 - 第4回 実はカンタン、「プライバシー影響評価」
 - ◆ **プライバシー影響評価(PIA)**
 - <http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/column/15/052100128/080600007>
- ◆ **内閣官房HP** <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ◆ **特定個人情報保護委員会ガイドライン** <http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>
- ◆ **ITをめぐる法律問題を考える** <http://d.hatena.ne.jp/cyberlawissues/>